本会議の質疑・質問等に関する申合せ事項（案）

１　代表質問

　⑴　代表質問を行う会派

　　　交渉会派（所属議員５人以上の会派）とする。

　⑵　質問順位

　　　常時、所属議員数の多い会派順とする。複数質問も認めることとする。

　⑶　質問時間

　　　会派の基本持ち時間（一律配分時間）を50分とし、所属議員１人当たり１分を乗じた時間数を基本時間に加算した時間を、各会派の質問持ち時間とする。ただし、端数は５分単位の二捨三入とする。

　⑷　質問補助者

　　　質問補助者（以下「補助者」という。）を希望する会派は、発言通告書（別紙様式）に補助者の氏名を記載する。

　　　なお、補助者は議員１名（質問者１名につき補助者１名）とし、質問者待機席に着席する。

２　一般質問

　⑴　質問機会

　　　任期中１人４回は質問できることを基本とし、各年度において全ての議員が質問できる機会を確保する。

　⑵　割当て

　　　定例会ごとに質問者数を会派比率により按分し、各会派に割り当てる。

　⑶　質問日数

　　　各定例会で３日間とする。

　⑷　質問順位

　　　所属議員数の多い会派順に、会派別質問者数を勘案した質問順位案を議会運営委員会に諮って決定する。

　⑸　答弁順位

　　　質問に対する答弁順位については、原則として、発言通告書に記載の発言要旨（項目及び内容）の順序に応じて答弁するよう理事者に求める。ただし、複数の項目又は内容がある場合は、一括して行うことができる。

　⑹　質問時間及び答弁時間

　　　質問時間は再質問を含め１人15分とし、答弁時間と合わせて概ね30分以内とする。

３　代表・一般質問における共通事項

　⑴　発言通告

　　　発言通告書は別紙様式のとおりとし、発言の要旨には、発言順に具体的な内容を記載することとする。

　　　提出期限は、質問日の２日前の午後１時までとする。ただし、府の休日にあたる日は、日数に算入しないものとする。

　⑵　質問

　　　発言通告書の項目順に行うこととする。ただし、質問項目の順序変更及び質問をしない項目が発生した場合は、質問中に議長へその旨を伝えなければならない。

　　　また、発言通告書に記載していない事項（発言通告書の項目、内容、答弁者）を加えないこと。ただし、再質問（発言通告書の項目・内容に対する２回目以降の質問をいう。）についてはこの限りでない。

　⑶　再質問

　　　再質問を行う場合は、対象とする質問事項（発言通告書の項目及び内容をいう。）と答弁を求める者を明らかにすることとする。

　⑷　会議時間の厳守

　　　会議規則第８条第１項前段に規定する会議時間を延長することのないよう、議員及び理事者においては議事運営に協力するものとする。また、理事者においては、簡潔かつ明瞭な答弁を行うよう求める。

　⑸　休憩

　　　議長は、必要に応じて暫時休憩することができるものとする。

４　理事者の本会議への出席について

　　原則として、次のとおり、出席を求めることとし、定例会ごとに議会運営委員会で協議の上、決定する。

　⑴　開会日

　　・知事、副知事、政策企画部長、総務部長及び財務部長

　⑵　質問日

　　・知事、副知事、政策企画部長、総務部長、財務部長及び答弁を求められた部局長

　⑶　閉会日

　　・知事、副知事、政策企画部長、総務部長、財務部長及び議案関係部局長

５　その他

　　この申合せ事項に記載のない内容について、協議が必要と思われるものは、議会運営委員会において協議する。

（別紙様式）

　　　　年　　月　　日

　大阪府議会議長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　質　問　者

大阪府議会議員

発　言　通　告　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 次のとおり通告します。 | 質問日 | 　　　　年　　月　　日　　番 |
| 発言の種別 | ・代表質問　・一般質問 |
| 発　　言　　の　　要　　旨 | 答弁を求める者 |
| 項　　目 | 内　　　　容 |
|  |  |  |

記載例

　　　　年　　月　　日

　大阪府議会議長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　質　問　者

大阪府議会議員　　○○　○○

質問補助者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府議会議員　　□□　□□

発　言　通　告　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 次のとおり通告します。 | 質問日 | 　　　　年　　月　　日　　番 |
| 発言の種別 | 代表質問 |
| 発　　言　　の　　要　　旨 | 答弁を求める者 |
| 項　　目 | 内　　　　容 |
| １．行財政改革(1)三位一体改革の実現(2)指定管理者制度 | ・　府として三位一体改革にどのように取り組んでいくのか。①　制度の導入に当たっては、あらゆる要素を加味しながら施設の効用が最大限発揮できる管理者を選定すべき。②　導入後も、府は施設の設置者として、府民の利用についての責任を果たすべき。 | ○○知事○○知事○○総務部長 |
| ２．少子化対策(1)仕事と子育ての両立(2)医療体制の整備　①小児医療の充実 | ・　男性の育児休業の取得の促進を図るために、より実効性を高めるような仕組みを導入すべき。 | ○○総務部長○○商工労働部長 |
| ①　小児科の２４時間救急医療体制の整備に向け、どのような取組みを行っているのか。 | ○○健康医療部長 |
| ②　国に対して、小児科医の養成・確保に必要な施策を講じるよう、積極的に働きかけられたい。 | 要望 |
| ３．○○○○(1)○○○○①○○○○記載要領 | ・　○○○○☆発言の要旨（項目、内容）は、発言順に、できる限り具体的に記載して下さい。☆項目（大項目）ごとに罫線で区切りを入れて下さい。☆内容について、同一項目で複数の項目にわたる場合は①、②・・・をつけて下さい。☆質問を分割し、答弁を求める場合には、罫線で区切りを入れて下さい。☆答弁を求める者については、想定される者を具体的に記載して下さい。☆代表質問において、質問補助者（以下「補助者」という。）を希望する場合は、質問者の氏名の下に補助者の氏名を記載してください。☆代表質問を複数人で行う場合は、質問者ごとに質問する項目の範囲を明示してください。☆代表質問を複数人で行い、かつ質問者ごとに補助者が異なる場合は、質問者ごとに補助者の氏名を記載してください。 | ○○知事○○総務部長 |